

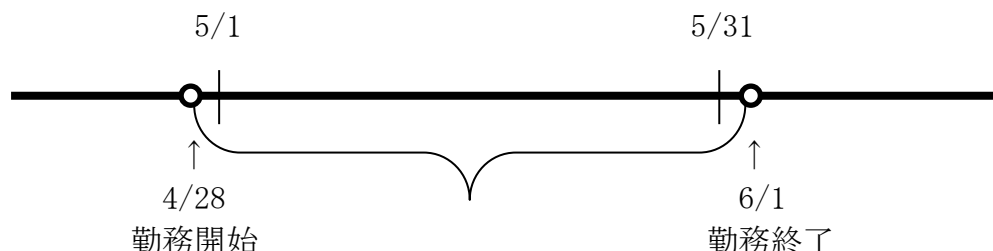
講師等特別選考について Q&A

◎在職月数の数え方

<Q1> その月に1日でも働いていれば1か月と数えていいのですか？

<A1> はい。1か月と数えます。

例えば、次の方は3か月の勤務経験となります。



<Q2> 同じ月に、間を空けて勤務しました。この月は、どのように数えればいいですか？

<A2> 同じ校種・職で勤務すれば1か月（同じ月）と数えます。もし、違う校種・職で勤務すれば、それぞれで数えます。

(例1) 次のような勤務経験の場合、この5月は、継続した1か月と数えます。



(例2) 次のような勤務経験の場合、この5月は、中学校で1か月、高等学校で1か月と数えます。



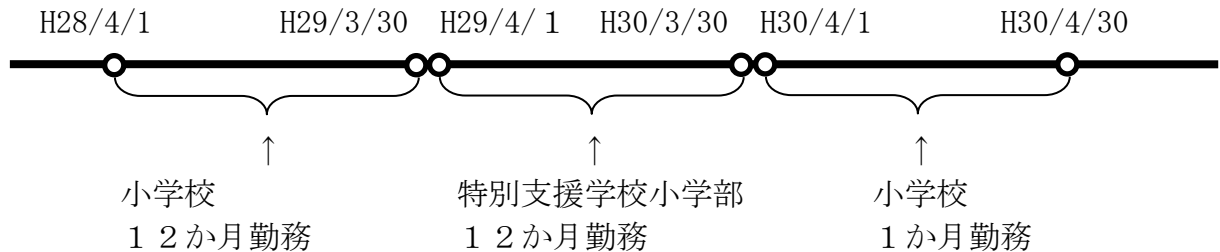
◎特別支援学校の勤務経験

<Q3> 特別支援学校中学部教諭を志願する場合は、特別支援学校小学部での勤務経験を数えることができますか？

<A3> はい、数えることができます。特別支援学校では、志願する「校種」で勤務経験を数えます。勤務した学部は問いません。特別支援学校の勤務経験が通算25か月以上ある方は、講師等特別選考による志願ができます。

◎併願

＜Q4＞ 小学校で講師として1年間勤務した後、特別支援学校小学部で講師として1年間勤務し、その後小学校で講師として1か月勤務しました。特別支援学校小学部教諭を志願する予定ですが、小学校教諭を併願したいと考えています。勤務経験は次のとおりです。講師等特別選考で小学校教諭を併願することはできますか？



＜A4＞ はい、できます。特別支援学校と小学校で合わせて勤務経験が25か月になります。そのうち、小学校の勤務経験が12か月ありますので、併願できます。

また、この勤務経験であれば、小学校教諭を志願し、特別支援学校小学部教諭を併願することもできます。

なお、この勤務経験で小学校教諭又は特別支援学校小学部教諭を専願する場合は、どちらも25か月に満たないため、志願できません。

※ 併願における「志願校種において通算12か月以上勤務した経験」とは、次のとおりです。

平成26年4月1日から平成30年4月30日までの期間内で、小学校の勤務経験、特別支援学校の勤務経験のいずれかが12か月以上、もう一方が13か月以上ある方は、小学校教諭と特別支援学校小学部教諭の併願をした上で、講師等特別選考による志願ができます。

※ 併願に必要な免許要件は、実施要項で確認してください。

◎勤務経験として数えることができる職

＜Q5＞ 現在、高等学校で理科の講師をしています。3年前に高等学校で実習講師として1年間勤務していましたが、この勤務経験は講師等特別選考の志願に必要な勤務経験として数えることができますか？

＜A5＞ 数えることはできません。勤務経験として数えることができる職は、志願資格にあるとおり、常勤の職（講師、助教諭、養護助教諭）又は山形県内の国立大学法人及び山形県教育委員会が任命した週30時間以上勤務する非常勤講師です。